

第14回高松市中心市街地活性化協議会開催結果

- 日 時 平成 24 年 12 月 26 日(水) 13 時 30 分から 15 時まで
- 場 所 高松商工会議所会館 4階 401 会議室
- 出席者 委員 21 名・オブザーバー 11 名・随行者 7 名・傍聴者 1 名
- 開催結果



植木会長が議長となり議事を進行した。

議題1「第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(素案)について」を上程し、小川高松市市民政策局コンパクト・エコシティ推進部長より説明があった。

現在の基本計画(第1期計画)は、平成 25 年3月末で終了することから、引き続き、中心市街地の活性化に取り組むため、次期の基本計画(第2期計画)が必要である。第 2 期計画の計画期間は、平成 25 年6月から平成

30年3月までとし、丸亀町商店街D・E街区の再開発事業が見直されることとなったことから、総合特区事業並びに常盤町、南新町及び田町の各商店街による商店街活性化事業を本計画の核となる事業として素案を作成した。

まず、第1期計画を分析し課題を整理した結果による基本コンセプトは、第1期計画が、丸亀町商店街再開発を核とするハード事業を中心とする「まちづくり」であったが、ソフト施策を中心として中心市街地に住んでもらうことをコンセプトに加え、「にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して」とした。



このコンセプトに基づき、次のとおり3つの基本的な方針並びに活性化の目標及び数値目標を設定した。

基本的な方針	活性化の目標	数値目標
中心市街地の来街魅力の強化	商店街独自の魅力あるサービスを創出する	平成 29 年度の中央商店街の空き店舗率(全フロア) 14.9%
タイムリーな情報発信による回遊促進	まちのあちこちで歩いている人を増やす	平成 29 年度の中央商店街における歩行者通行量(休日) 135,800 人
豊かな居住環境の充実	中心市街地に、より住みやすい環境をつくる	平成 29 年度の市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合 5.1%

今後のスケジュールは、議会への説明、パブリックコメントの実施と取りまとめを経て、2月末に内閣府に提出し、6月下旬の認定を見込んでいる。



次に第2期計画に掲載されている「総合特区事業」について高松市に説明を求め、高嶋高松市都市整備局まちなか再生課長より、本特区は、中心市街地と田園地域等による農商工連携を図り、地域全体の活性化につなげることを目的とするものであり、平成 25 年3月に認定を受け、4月から総合特区制度を活用した取組に着手する予定である。この外、本特区の区域、適用期間、規制の特例措置、実施予定事業の概要等について説明があった。

この後、意見交換等に移り、南部3町の商店街の空きビルの2階・3階を利用してのまちなか居住促進の取組、若い人たちのコミュニティの場も考えた住宅の検討などの計画について、空き店舗の活用には具体的な仕組みとデザイン的な仕掛けづくりが必要、「まちなか」からは利便性だけでなく文化的な情報発信の取組も必要等の意見が出された。